

(制度名： 自動車整備士の育成)

(自動車交通局技術安全部整備課)

1. 制度の概要

自動車整備士の技能検定において、国土交通大臣が申請により指定する自動車整備士の養成施設の課程を修了した者については、実技試験を免除することができる。

2. 指定、登録等の基準

○自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）（抄）
（自動車整備士の養成施設の指定等）

第六条の十八 法第五十五条第三項の自動車整備士の養成施設の指定（以下「養成施設の指定」という。）は、次に掲げる養成施設の種別別に行う。

一 一種養成施設（主として自動車の整備作業に関する実務の経験を有しない者を対象とする養成施設）

二 二種養成施設（主として自動車の整備作業に関する実務の経験を有する者を対象とする養成施設）

2～5 （略）

（詳細については、「自動車整備士養成施設の指定等の基準について」（平成8年9月4日付自整第157号参考）

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
325 法人等	自動車交通局技術安全部整備課 にお問合せ下さい。 住所：千代田区霞が関 2-1-3 電話：03-5253-8111（内線 42414）		2. の基準を満たすと判断されるため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

問い合わせのうち共通的事項と認められるもの等の概要を、以下のアドレスにて公開している。

http://www.mlit.go.jp/kokkasiken/seibi/seibi05_.html

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

競争原理が働くことを前提に法人自身が自由に料金等を設定するとの考え方から、国が関与することとはされていない。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成20年9月1日現在）

見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き基準に沿った運用に努めることとする。

7. 政策評価

平成23年度末までに実施予定。